

## 「シェアカー・プラス」ご利用規約

「シェアカー・プラス」(当サービス)にお申込みいただくにあたり下記内容をご確認・同意の上ご利用ください。

当規約は、予告なく変更されることがあります。

### 【ご利用資格】

- ・2018年1月1日以降にメルセデス・ベンツ正規販売店にてメルセデス・ベンツ／スマート新車をご購入、且つメルセデス・ケア有効期間中のお客様。
- ・2019年6月以降に Mercedes-Benz オンラインストアで新車をご購入、且つメルセデス・ケア有効期間中のお客様
- ・2015年以降にメルセデス・ベンツ／スマートの新車をご購入いただき現在も保有、且つメルセデス・ケア有効期間中のお客様。
- ・国内にお住まいで、お貸しするシェアカーの車庫(駐車スペース)をご用意いただけるお客様。
- ・Mercedes-Benz オンラインストアでEQC新車をご購入、且つEQケア有効期間中のお客様

### 【当サービスご利用の流れ】

- 1.お客様ご自身で当サービスページよりお申込みいただきます。
- 2.お客様が新車をご購入されたメルセデス・ベンツ正規販売店(オンラインストアで新車ご購入のお客様はご指定の納車担当販売店)より、お客様がMercedes meにご登録の電話番号またはメールアドレス宛てにご連絡いたします。
- 3.担当販売店と車両・日程を事前にご調整いただいた後、当日のシェアカーお貸出しとなります。

### 【ご注意事項】

- ・「シェアカー・プラス」は、無料サポート「メルセデス・ケア」(3年間)および「EQケア」(5年間)の期間中にご利用いただけます。(サポート期間終了後はご利用いただけません)
- ・サポート期間中「メルセデス・ケア」では3回、「EQケア」では5回まで週末を含む最長1週間程度、担当販売店からのお貸出しとなります。また、シェアカー(お貸出しする車両)は、担当販売店が所有するモデルに限ります。所有モデル、貸出期間につきましては、担当販売店にお問い合わせください。
- ・シェアカーのお貸出しは、オーナー様ご本人が対象となり、貸出中はお客様がシェアカーの管理責任を負います。従って、法人へのお貸出しはしておりません。

・シェアカーはショールームにてお渡しし、お客様の愛車は、点検・メンテナンスで入庫される場合を除き、ショールームではお預かりいたしません。シェアカーの返却もショールームにてお願いします。

・シェアカーのお貸出し（車両・日程）につきましては、担当販売店と直接ご調整いただきますようお願いいたします。ご要望に添えない場合がございます。

・お貸出しは、担当販売店からのみとさせていただきます。ご購入販売店以外を選択された場合、お貸出しをお断りさせていただく場合がございます。

・当サービスページでのお申し込みは、「ご要望のお預かり」となります。お貸出しの可否・日程及び車両につきましては担当販売店とのご調整が必要です。

・シェアカーお貸出しの際は、担当販売店が用意する「車両借用書」にご署名いただきます。

・お貸出しするシェアカーの給油、返却前の洗車はお客様のご負担となります。

・シェアカー運転の際は、交通法規・関係諸法令の遵守と人に優しい安全運転・事故防止の徹底をお願いします。

・シェアカーご使用中に交通事故・盗難等の事故が発生した場合は、①直ちに警察へ届け出。②平日、土日祝日を問わず「ツーリングサポート・コールセンター 0120-65-0365」へのご連絡。③担当販売店へのご連絡をお願いします。

・シェアカーご使用中の法令違反や損害が生じた場合は、すべて運転者の費用と責任において解決していただきます。

・シェアカーのご使用によりお客様や他者に生じた損害に関し、担当販売店の付保した任意保険を使用するか否かは、すべてシェアカーをお貸出しした担当販売店にて判断させていただきます。別途ご依頼する必要情報の提供をお願いします。後日、担当販売店より任意保険の適用の可否についてご連絡いたします。

・当サービスの申込みは、Web 申込みのみとなります。電話や口頭での申し込みはお受けできません。

・当サービスに関するお問い合わせについては、下記「お問い合わせ先」をご確認ください。

#### [お問い合わせ先]

メルセデス・ベンツ日本株式会社

メルセデス・コール

0120 - 190 - 610（営業時間/24 時間 365 日 年中無休※）

※システムメンテナンス等のため、一時的にサービスを休止する場合があります。

2018 年 1 月 1 日 制定

2021 年 3 月 31 日 改定